

令和2年 第11回 安中市農業委員会会議録

1 開催日時 令和2年11月25日(水) 午後1時30分～午後2時34分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉 壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 安中市登録空家等に付随する農地の指定解除について
日程第 6	議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上原 充	庶務兼農業振興係長	山田 幸則
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議 長 只今から令和2年第11回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人の委員ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、それでは、6番、白石隆委員・11番、橋本一男委員、両氏を指名します。

 なお、書記に事務局職員を任命します。

 次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

 まず、7ページを御覧ください。令和2年10月26日開催の第10回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係4件、5条関係14件につきましては、令和2年11月16日付で許可書を交付いたしました。

 続きまして、6ページを御覧ください。現況証明の10月分の取扱いについてですが、1件の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

 続きまして、別紙でお配りした、A4で1枚紙の令和2年度第11回農業委員会総会報告案件一覧を御覧ください。西部農村女性会議第2回役員会が10月26日に高崎合同庁舎で開催され、上原恵美子委員が出席いたしました。

 第3回安中市景観計画策定委員会が10月30日に安中市役所で開催され、竹内会長が出席しました。

 第8回常設審議委員会が11月16日にJAビルで開催され、竹内会長が出席しました。

 続きまして、市長、議長に対する施策意見書、要望書提出を11月19日、安中市役所で行い、竹内会長、上原職務代理、長澤農地利用最適化推進委員長、上原副委員長が出席いたしました。

 報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

 本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

 令和2年11月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

 議案第1号、農地法第3条の申請は議案書1ページ記載の5件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4 番。

4 番委員 4 番です。議案第 1 号、農地法 3 条関係の 1 番と 5 番でございます。

1 番は、先月 4 条で砂を盛って土地を改良するという案件が出ましたが、その畑に隣接している畑でございます。受け人も若干高齢ですが、一生懸命農業をやっております。問題ないと思います。

また、5 番は、これは〇〇という法人の、大きな会社でございます。酪農も非常に大きくやっている会社でございます。酪農をする牛舎が中野谷にございます。その牛舎の隣の案件でございます。現在も法人が借りて使用しているような形で、すぐ隣でございますので、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 1 号、農地法 3 条の 2 番と 3 番について説明させていただきます。

まず 2 番ですが、こちらの土地は所有者、受け人の住宅地の隣地になりまして、問題はないと思います。

3 番に関しましては、こちらは遺言ということですので、若干、かなりの高齢ではありますが、遺言ということを考えていただきまして、仕方ないのかなという形だと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

1 7 番委員 では、1 7 番から。4 番の案件ですが、これについては今もかなり農作業をやっている方でございます。それでこのところをやっていたところでございますけれども、これをそのまま引き取るという形でさせていただくような形になるかと思っております。そんな案件で、了解していただければありがたいなと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番と4番の2件、3班に5番の1件、計5件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 11月19日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、こちらは問題とされるような事項はございませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年11月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第2号、農地法第5条の申請は議案書2ページから3ページ記載の14件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はをお願いします。

5番。

5番委員 5番です。議案第2号の5条申請関係です。1番と2番と11番について申し上げます。

まず1番なのですが、これは東側に幹線市道が走っておりまして、周辺がちょっとお墓なのです。その間にある土地なのですが、これは面積は少ないのですが、周辺に与える影響もありませんし、荒れたままの土地ですので、特に問題ないと思っています。

2番の土地ですが、これは前回の申請が出てきた隣の畑です。これもしばらく耕作されていない状況で、北側は太陽光が設置されています。南側は、市の施

設である〇〇のあるところなのですが、これも周辺に与える影響は特にないと考えられますので、問題ないと思います。

11番、これは4筆あって、小さい田んぼがあるのですが、大変条件の悪いところでは。ここも、今年は稲ちよつと植えてみたのですが、周辺には特に影響のあるような場所ではございません。小さい田んぼが区切られて40はあるのですが、特に問題ないと考えられます。

以上です。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の関係の4番と10番です。

4番は、〇〇の工業団地の北側で、傾斜地の細長い土地で、通路用地ということで、これは問題ないと思います。

10番です。10番は、北側が公会堂です。東は道路で、〇〇の住宅の用地ということで、ましてや3種農地でありますので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかにございますか。

11番。

11番委員 11番です。

2号、5条関係の最後の14番ですが、この案件につきましては、〇〇駅より北側200メートル、西に100メートルぐらい入った土地で、北側が道路、また南側が道路と、道路と道路に挟まれた土地であり、特に3種農地ということで問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにございますか。

12番。

12番委員 12番です。農地法5条関係の3番と13番の2件です。

まず、3番の申請地につきましては、南側の隣接地と太陽光発電用地として一体利用が計画されております。現状は畑なのですが、登記上、原野ということで、本年の3月の転用申請の際に当地を含まずに南側隣地のみで5条申請をして、許可を受けているところではございます。今回、法務局の指導がございまして、現状の畑ということで転用申請がなされたということでございます。隣地との一体利用地として見ますと、南側が県道に接道しておりまして、西側、北側、農道、馬入れに接しております。3方が道路に接しているということで、

特に転用は問題がないと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、13番です。山の北の場所に位置しております、高い盛土の上に走っています高速道路で遮蔽されたような、くぼ地から下、一帯の中にあります土地でございます、近隣の樹木伐採に関連して、作業用地として一時転用ということで申請が上がっていますので、問題ないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番です。農地法5条の関係の6番と8番でございます。

6番については、住宅用地ということで、周辺を宅地に囲まれておまして、住宅地で取り残された農地と申しますか、そういう場所でございますので、特に問題はなかろうかと思っております。

8番につきましては、6番から直線距離にして西側に2、300メートルぐらいですか、近い距離なのですが、これは農地、畑ということで、太陽光発電の申請でございます。非常に大きい畑で、公図を見ますと2つに分かれておまして、同じ名義人ということで、おくりのほうの農地が転用申請ということで、いずれ前のほうも出るのではないかなと思うので、非常にいい農地だなというように気はしていたのですが、3種農地、周りが住宅用地で、住宅に囲まれて、やはり取り残された農地ということで、我々とすればもったいないかなというように畑なのですけれども、取りあえず周辺農地には問題ないと思っておりますので、やむを得ないかなと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ほか、ございますか。

16番。

16番委員 16番です。議案第2号、農地法第5条関係の12番になります。

この土地は、南側が川、西側が作業路というか道で、北側、東側は断崖絶壁の崖かなと思っております、周りに農地もありませんので、問題ないかなと思っております。審議の参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにございますか。

7番。

7番委員 7番です。5条の9番について説明いたします。

この土地は、周りを道路と宅地に囲まれた土地であり、全く問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から5条の5番と7番について説明させていただきます。

5番なのですが、この案件については、南側農地、北側も農地なのですが、北側のところが馬入れになるのですが、その下が耕作放棄地になっています。今言った北側にある農地なのですが、この農地も太陽光の申請をしているところがございます。先にこちらのほうが出たということで、一応、この件については問題ないのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、7番については、先々月かな、私のほうの案件があるかと思うのですが、これについても同じような、信越線の法面の工事ということで、一時転用でありますので、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から4番の4件、2班に5番から8番の4件、3班に9番から14番の6件、以上合計14件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

(休憩午後 1:58)

(書類審査)

(再開午後 2:21)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から2番の2件です。

審査班で農地法3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりで

あり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、3番から4番の2件です。

審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、5番の1件です。

審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告は終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。何かありませんか

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は、1番から4番の4件です。

審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 9 番です。2 班に付託された議案第 2 号、農地法第 5 条関係は、5 番から 8 番の 4 件です。

審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 1 6 番です。3 班に付託された議案第 2 号、農地法第 5 条関係は、9 番から 1 4 番の 6 件です。

審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 2 号に対する質疑を行います。ありませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号の案件に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第 5、議案第 3 号、安中市登録空家等に付随する農地の指定解除についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積を定める区域の指定解除について。

農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 3 条第 2 項第 5 号の規定により定める別段の面積を定める区域の指定解除について、農業委員会の承認を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農地取得下限面積（別段の面積）。指定解除対象農地、安中市〇〇ほか 2 筆。

本案件は、令和2年6月25日の総会におきまして採択をいただきました案件ではありますが、その後登録されました空家とそれに付随する宅地のみが売却となってしまいましたので、指定解除をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明は終わりました。

本案について、質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について、農地の指定解除をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、安中市登録空家等に付随する農地の指定解除については、原案のとおり農地の指定解除をすることに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案のうち利用権設定の1番は、2番委員が利用権の設定を受ける者となっており、農業委員会等に関する法律第31条により議事参加できませんので、番号1番を案件1、番号2番、3番を案件2とし、2回に分けて審議を行います。初めに案件1の審議を行いますが、2番委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参加できませんので、これを審議の間、2番委員の退室を求めます。

(2番委員退室)

議長 それでは、案件1に対して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和2年11月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書5ページ記載の番号1の1件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件1について、質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。利用権設定の1番については、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち利用権設定関係1番、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

ここで2番委員の入室を求めます。

(2番委員入室)

議長 それでは、次に案件2について事務局の説明を求めます。

事務局 まず、案件2のうち番号3、被設定人について補足説明させていただきます。

この方は、議案書では耕作面積がゼロ平米となっておりますが、この申請地では以前より耕作を続けており、今回改めて正式な手続で契約を結ぶことになった方です。本人に伺ったところ、自家消費や親戚や知人に配る分の野菜を作付しているとのこと。また、設定人も長年のお付き合いがあるとのことでした。なお、事務局の現地確認でも、申請3筆、全て野菜作付があつて、きれいに耕作されていることを確認済みです。

以上により、現地が適切に管理されていることなどから、事務局として申請に問題はないと判断したので、議案に掲載させていただきました。

補足説明は以上となります。

それでは案件2の説明に入らせていただきます。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和2年11月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書5ページ記載の番号2から23の22件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件2について、質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。案件 2、利用権設定の 2 番から 2 3 番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号のうち利用権設定関係、2 番から 2 3 番、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 2 年第 1 1 回安中市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

時に午後 2 時 3 4 分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

安中市農業委員会会長

6 番委員

1 1 番委員